

青森県報

号外第七十五号

令和六年
十二月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定…………… (健康医療福祉政策課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 一
- 生活保護法による介護機関の指定…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定施術者の住所変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定施術者の指定の辞退…………… (同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

告 示

青森県告示第六百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
いわむらクリニック泌尿器科・内科	弘前市大字浜の町西一丁目四の一六	令和六年十二月二十五日
日本調剤 むつ薬局	むつ市小川町一丁目三の一	〃

青森県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出…………… (同) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 六

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
守屋内科	弘前市大字駅前三丁目二の一イトーヨーカドー弘前店六階	令和六・九・一
かわむら歯科医院	弘前市大字茂森町一七四の四	六・九・三〇
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	〃
たなぶ調剤薬局	むつ市柳町一丁目九の五〇	〃

青森県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 日
名称 株式会社やくほ	主たる事務所の所在地 弘前市大字堅田五丁目一四の四	名称 いわき調剤薬局	年月日 令和六・三・一
		所在地 弘前市大字賀田一丁目一四の五	

青森県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指 定 日
名称 株式会社やくほ	主たる事務所の所在地 弘前市大字堅田五丁目一四の四	名称 いわき調剤薬局	年月日 令和六・三・一
		所在地 弘前市大字賀田一丁目一四の五	

青森県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	変 更 日
変更前	名称 日本調剤株式会社	主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内一丁目九の	名称 日本調剤弘前薬局	年月日 令和六・九・九
変更後	東京都港区芝五丁目三三の一		所在地 弘前市大字本町五二	

青森県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業所	変更年月日
	株式会社 日本調剤	名称	主たる事務所の所在地	介護予防 居宅療養 管理指導	名称	令和 六・九・九
	東京都港区 芝五丁目三 三の一		東京都千代田区丸の内 一丁目九の 一		所在地	
					名称	
					所在地	
					変更年月日	

青森県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	氏名	住所	変更年月日

変更前

一戸 咲希

五所川原市中央三丁目九三デイトライトB一〇二

令和
三・〇・一〇

変更後

五所川原市大字稲実字開野二五二の二

変更前

弘前市大字松ヶ枝三丁目二の六マダムハウ
ス一〇三

変更後

弘前市大字青樹町一四の一

六・九・四

青森県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
	田中 康弘			奈良岡接骨院・訪問マッサージ・つくし	一 平川市尾上栄松四〇の	平成二六・四・三
				訪問マッサージ・つくし	一 平川市尾上栄松四〇の	
				つくし鍼灸接骨院	弘前市大字北横町六五	

青森県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定施術者はその指定を辞退したので、同

法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	山内 慎弥	施術所の名称	けんこう堂整骨院	施術所の所在地	つがる市柏稲盛雲雀野二八の一	指定辞退年月日	令和六・一〇・七
岸修	せきの治療院	平川市碓ヶ関一六の六	六・二・三〇				

青森県告示第六百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	いわむらクリニック泌尿器科・内科	所在地	弘前市大字浜の町西一丁目四の一六	指定期日	令和六・二・一
日本調剤	むつ薬局	むつ市小川町二丁目三の一	〃		

青森県告示第六百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	たなぶ調剤薬局	所在地	むつ市柳町一丁目九の五〇	廃止年月日	令和六・九・三〇
----	---------	-----	--------------	-------	----------

青森県告示第六百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定期日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日	

株式会社やくほ	弘前市大字堅田五丁目一四の四	居宅療養管理指導局	いわき調剤薬局	弘前市大字賀田一丁目一四の五	令和六・三・一
---------	----------------	-----------	---------	----------------	---------

青森県告示第六百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者	名称	株式会社やくほ
	主たる事務所の所在地	弘前市大字堅田五丁目一四の四
介護予防事業の種類	名称	居宅療養管理指導局
	所在地	弘前市大字賀田一丁目一四の五
指定年月日	令和六・三・一	

青森県告示第六百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	主たる事務所の所在地
株式会社日本調剤	株式会社日本調剤	東京千代田区丸の内一丁目九の二	東京千代田区丸の内一丁目九の二
東京都港区芝五丁目三三の一	東京都港区芝五丁目三三の一	居宅療養管理指導局	居宅療養管理指導局
		名称	名称
		所在地	所在地
		弘前市大字本町五二	弘前市大字本町五二
		令和六・九・九	令和六・九・九

青森県告示第六百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	介護予防事業者		介護予防事業の種類	介護予防事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

青森県告示第六百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
田中 康弘		氏名
つくし鍼灸接骨院	奈良岡接骨院・訪問マッサージ・つくし	施術所の名称
弘前市大字北横町六五	平川市尾上栄松四〇の一	施術所の所在地
平成二六・四・三		変更年月日

変更後	変更前
日本調剤株式会社	
東京都港区芝五丁目三三の一一	東京都千代田区丸の内一丁目九の〇
介護予防 居宅療養 管理指導	
日本調剤 局 弘前薬	
弘前市大字 本町五二	
令和 六・九・九	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭